

# 医療法人の法務と税務

## 【第四版】

法令出版

## 第四版 はしがき

本書は、平成 21 年 12 月に初版を発刊させて頂き、その後、版を重ね、この度、第四版を発刊させて頂くこととなりました。

この間、いずれの版に関しましても、読者の皆様方に非常に高く評価して頂きました。このように、いずれの版も高く評価して頂けるようになったのは、執筆者の方々が非常に優秀で実務経験が豊富な方々であったことによるものです。

現在、我が国は、“高齢化先進国”と言っても決して過言ではなく、医療・介護サービス等に関するニーズが非常に高い状況にあります。このような状況は、今後とも、相当期間にわたって続くこととなります。

そのような中で、本書において、医療法人の法務と税務に関し、このように優秀で実務経験を積んだ執筆者の方々によって、実務において生ずる多くの疑問点等を抽出し、その疑問点等に対して、医療法を初めとする関係法令や各種通知等を踏まえ、深度ある検討を行い、充実した内容の回答を提示させて頂くことには、大きな意義があると感じております。

私は、今回の本書第四版を最後に、監修という大役を下りさせて頂き、本書第五版からは、本書の初版から第四版まで編集と執筆を担当してこられた佐々木克典税理士・竹内陽一税理士を初めとする執筆者の方々に全てをお願いすることとさせて頂きます。

本書第五版以降も、本書が医療法人の法務と税務の実務に携わる方々の必携書となることに、何ら疑いは有りませんし、本書が更に版を重ねて、近い将来、医療法人の法務と税務に関する“バイブル”と言われるようになる日が来ることも、十分、有り得ると考えているところです。

最後になりましたが、本書第四版の刊行にご助力を賜りました鎌田順雄氏・下島克仁氏を初めとする法令出版の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

平成 31 年 1 月

日本税制研究所 代表理事  
税理士 朝長 英樹

## 目次

## 第1部 医療法人の法務

第1章 医療法人制度の沿革	2
第1節 医療法人制度の沿革	2
1 医療法人制度の創設	2
2 昭和60年医療法改正	3
3 平成4年医療法改正	4
4 平成9年医療法改正	5
5 平成12年医療法改正	6
6 平成19年医療法改正	7
7 平成26年医療法改正	10
8 平成28年9月医療法改正	11
9 平成29年4月医療法改正	16
10 平成29年10月医療法改正	19
第2節 経過措置型医療法人と現行医療法人の差異	50
第3節 医療法人制度が平成19年に改正された理由	51
1 概要	51
2 持分の定めのない社団医療法人の設立が実行されなかった理由	51
第4節 非営利性の意味	53
第2章 医療法人の種類	60
1 医療法人の区分	60
2 医療法人の概要	61
第3章 医療法人の設立	82
第1節 定款の作成	82

第2節 社員・理事・監事・評議員の選任	107	2 評議員会	176
1 社員	107	3 理事・理事会	176
2 理事	107	第4節 特定医療法人の組織	177
3 監事	108	第5節 社会医療法人の組織	178
4 評議員	109	1 組織	178
第3節 名称の制定	114	2 外部監査	178
第4節 設立時の資産	119	3 社会医療法人債の発行	179
第5節 債務の承継	123	第6節 認定医療法人の組織	181
第6節 リースの承継	128	第5章 医療法人の運営	182
第7節 業務範囲	131	第1節 社員総会議事録の作り方	182
1 本来業務	131	1 社員総会の性質	182
2 附随業務	131	2 社員の特定	182
第8節 附帯業務	133	3 社員総会を開催すべき時期	182
1 意義	133	4 招集手続き	184
2 留意事項	141	5 社員総会の開催と議決	185
第9節 認可と許可の違い	147	6 記録の作成	187
第10節 保有資産と20%基準の廃止	148	第2節 理事会議事録の作り方	208
第11節 出資と基金	149	1 理事会の性質	208
1 出資	149	2 理事の特定	208
2 営利法人の医療法人への出資又は寄附	149	3 理事会決議	209
3 基金	149	4 招集手続き	210
4 営利法人の医療法人への拠出	150	5 理事会の開催と議決	210
第4章 医療法人の組織	162	6 記録の作成	211
第1節 医療法人の組織の概要	162	第3節 評議員会議事録の作り方	214
第2節 社団医療法人の組織	163	1 評議員会の性質	214
1 社員総会	163	2 評議員の特定	214
2 理事・理事会	164	3 評議員会の開催時期	215
3 監事	169	4 招集手続き	216
第3節 財団医療法人の組織	175	5 評議員会の開催と議決	218
1 評議員	175	6 記録の作成	219

第4節 事業報告書等の作成	223	6 登記	245
1 事業報告書の性質	223	7 合併に伴う税務	245
2 改正の経緯	223	第3節 分割	246
3 事業報告書等の作成	224	1 分割制度の導入	246
4 財産目録の作成	225	2 分割の種類	246
5 貸借対照表・損益計算書の作成	225	第4節 解散	248
6 監事監査報告書の作成	226	1 解散手続き	248
7 監事の監査報告書の作成	226	2 清算人の就任	248
8 事業報告書等の閲覧	227	3 残余財産の帰属	249
9 関係事業者との取引の状況に関する報告書の作成	227	4 債権の申出催告	249
10 罰則	229	5 登記	249
第5節 定款・寄附行為の変更	231	第5節 持分の移動	250
1 定款の変更	231	1 持分の譲渡	250
2 寄附行為の変更	231	2 持分の相続	250
3 認可なしに効力が生ずる場合	232	3 持分の贈与	250
4 登記	232	4 持分の移動届出	250
5 標準処理期間	232	第6節 持分の定めをなくす定款変更	251
第6章 医療法人の事業譲渡・合併・解散等	240	1 持分の定めのある医療法人	251
第1節 事業譲渡	240	2 持分の定めをなくす定款変更	251
1 事業譲渡の可能性	240	3 多数決で決議できる理由	251
2 事業引継ぎの位置付け	240	4 会計処理	252
3 内部手続き	241	第7節 持分の定めに関する定款変更	253
4 補助金の返還	241	1 持分の定めのない医療法人	253
5 個人情報保護法の手続き	241	2 持分を定める定款変更	253
第2節 合併	242	3 出資額限度法人の持分の定めを設ける定款変更	253
1 社団医療法人の合併	242	第8節 退社払戻し	256
2 財団医療法人の合併	242	1 持分の払戻しを定めた医療法人	256
3 持分の定めのある社団法人の吸収合併の特例	242	2 退社手続き	256
4 開設手続き	243	3 退社拒否の可能性	256
5 債権者異議申述公告	244	4 払戻金額	257
		5 払戻時期	257

6 解散時の残余財産の帰属	258
第7章 医療法人の会計	260
第1節 医療法人会計基準が定められるまで	260
1 会計の法制化	260
2 財務諸表様式の通知	260
3 医療法人会計基準の制定	261
第2節 医療法人が作成する書類と決算届出	262
1 全ての医療法人	262
2 医療法人のうち一定の基準に該当する法人	262
3 都道府県知事への届出	263
第3節 医療法人会計基準	264
1 制定の趣旨と概要	264
2 医療法人の会計制度の特徴	269
3 監事及び公認会計士等の監査報告書	273
第4節 医療法人会計基準のポイント	276
1 損益計算書の区分	276
2 簡便的処理の容認	277
3 純資産の区分	278
4 関係事業者との取引の開示	279
5 減損会計	280
第5節 純資産の部に係る会計処理	281
1 出資又は拠出に係る会計処理	281
2 持分の払戻し又は基金の返還に係る会計処理	282
3 持分の定めのない社団医療法人への移行に係る会計処理	284
4 医療法人会計基準適用に伴う振替処理	285
第6節 遊休財産額の計算	287
1 新認定制度における遊休財産額規制	287
2 減価償却引当預金	288
3 特定事業準備資金	288

## 第2部 医療法人の税務

第1章 医療法人税制の沿革	318
第1節 医療法人制度の創設（昭和25年）	318
第2節 医療法人の贈与税課税制定（昭和27年）	319
第3節 医療法人への寄附に対する非課税基準制定（昭和38年）	320
第4節 特定医療法人制度の創設（昭和39年）	321
第5節 常勤医師数制限の撤廃（昭和61年）	322
第6節 出資額限度法人の定款例策定（平成7年）	323
第7節 特別医療法人制度の創設（平成10年）	324
第8節 特定医療法人の継続申請制度の制定（平成15年）	325
第9節 出資額限度法人税制の明確化（平成16年）	326
第10節 特別医療法人の移行時非課税の明確化（平成17年）	327
第11節 持分の定めのある社団制度の廃止（平成19年）	328
第12節 平成19年医療法改正に伴う税制改正（平成20年）	330
1 公益法人等に含まれた社会医療法人	330
2 持分の定めのない医療法人の受贈益	330
3 贈与税が課される法人の範囲の明確化	331
第13節 認定医療法人制度の創設（平成26年）	332
第14節 地域医療連携法人の創設（平成27年）	334
1 地域医療連携推進法人の概要	334
2 地域医療連携推進法人の特徴	334
3 地域連携推進法人の目的	335
4 収益事業課税法人	337
第15節 分割制度の創設（平成28年9月）	339
第16節 会計監査人制度の創設（平成29年4月）	342
第17節 認定医療法人制度の改正（平成29年10月）	343
1 認定医療法人制度の概要	343
2 認定医療法人要件の創設	344

第2章 医療法人の法人税	348	5 損金不算入となる役員報酬	368
第1節 法人税法上の法人の種類	348	6 役員退職給与	369
1 法人税法上の種類	348	7 役職の変更による実質的な退職	369
2 持分の定めのある医療法人と持分の定めのない医療法人	348	8 過大役員退職金	370
3 内国法人と外国法人	348	9 退職金に関する社員総会議事録例	370
第2節 医療法人の資本等	349	第7節 固定資産	379
1 資本金等の額	349	1 固定資産の種類	379
2 基金、代替基金	350	2 医療機器の耐用年数	379
3 同族会社税制の非適用	351	第8節 特別償却・税額控除	388
第3節 所得金額の計算	353	1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却、 税額控除	389
1 普通法人に該当する医療法人	353	2 医療用機器等の特別償却	398
2 公益法人等に該当する医療法人（社会医療法人）	353	3 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した 場合の特別償却又は法人税額の特別控除	408
第4節 収益の計上時期	354	第9節 医療法人の負担する費用等	423
1 収益の計上時期	354	1 医師会会館を建設するための費用	423
2 窓口収入	354	2 医師会費	423
3 社会保険診療報酬	356	第10節 産業医の報酬	425
4 自賠責保険診療による収入	358	第11節 社会保険診療の所得計算の特例	426
5 休日・夜間診療の委託料	359	1 趣旨	426
6 健康診断・予防接種の自治体補助金	359	2 適用要件	426
7 矯正歯科の診療報酬	359	3 概算経費率	426
8 仕入割戻し	360	4 申告要件	427
第5節 未収入金の貸倒れ計上	361	5 宥恕規定	427
1 窓口未収入金の発生	361	6 別表の記載方法	427
2 社内手続き	361	7 対象となる社会保険診療	429
3 回収又は貸倒れに至るまでの経緯	362	第12節 税率	430
4 貸倒れの処理	363	1 医療法人の法人税の税率	430
第6節 役員報酬・給与・退職給与	365	2 特定同族会社の特別税率（留保金課税）	430
1 医療法上の役員の範囲と報酬決定	365	第13節 持分の定めのない医療法人の所得計算の取扱い	432
2 税務上の役員	365	1 概要	432
3 損金算入となる役員報酬・賞与	366		
4 定期同額給与に含まれる給与	367		

2	住民税均等割額	432	1	医療法人の合併	506
3	寄附金の損金算入限度額	432	2	持分の定めのある医療法人の合併	506
4	交際費の損金算入限度額	433	3	持分の定めのない医療法人の合併	509
5	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の 損金算入の特例	433	4	社会医療法人と特定普通法人である医療法人等の合併	511
6	貸倒引当金の法定繰入率	434	第19節	分割	512
7	中小法人に対する軽減税率	434	第20節	事業譲渡・現物出資	513
第14節	特定医療法人の取扱い	435	1	医療法人のM&A	513
1	特定医療法人の概要	435	2	経過措置型医療法人における出資持分取得型と 事業譲渡型	513
2	特定医療法人の承認申請	436	3	経過措置型医療法人における現物出資	514
第15節	社会医療法人の取扱い	483	4	持分の定めのない医療法人における事業譲渡等	515
1	社会医療法人の課税関係	483	第21節	グループ法人税制	516
2	社会医療法人の認定	483	1	概要	516
3	社会医療法人の認定を受けた場合の事業年度	485	2	グループ法人税制の対象となる医療法人のケース	516
4	社会医療法人の収益事業課税の範囲	486	第22節	解散	524
5	社会医療法人の認定を受けた場合の届出	488	1	持分の定めのある医療法人の解散	524
6	社会医療法人の認定を取り消された場合	490	2	持分の定めのない医療法人の解散	525
7	特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合	493	第23節	休眠法人を取得した場合の税務	526
第16節	医療法人の設立等	495	1	欠損法人の欠損金の繰越不適用	526
1	医療法人の設立	495	2	特定資産の譲渡等損失額の損金不算入	526
2	持分の定めのない医療法人への追加拠出	497	第24節	基金返還の場合の課税	527
第17節	持分の定めをなくす定款変更	498	1	モデル定款	527
1	定款変更に係る税務処理	498	2	基金の返還	527
2	持分の定めをなくす定款変更の税務処理	499	第3章	医療法人の消費税	530
3	出資額限度法人の基金拠出型医療法人への 移行の課税関係	502	第1節	医療法人の消費税申告の特徴	530
4	平成26・29年度改正と持分の定めのない 医療法人への移行	505	1	消費税の仕組み	530
5	平成29年度改正と移行医療法人の贈与税の 非課税措置の創設	505	2	医療法人の消費税	530
第18節	合併	506	第2節	課税取引と非課税取引	532
			1	原則	532
			2	非課税取引とされる役務提供	532



3	課税取引とされる役務提供	532
4	収入種別課税・非課税取引一覧	533
5	取引の各論	535
6	事業税の収入金額との相違	550
第3節	医療法人と小規模事業者に係る消費税の免税事業者制度	554
1	消費税の免税事業者制度の原則	554
2	特定期間に係る特例	554
3	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	557
4	調整対象固定資産を購入等した場合の特例	557
5	課税売上割合が著しく変動したときの調整	557
6	高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例	559
第4節	医療法人と仕入に係る消費税	560
1	医療法人における仕入税額控除	560
2	医療法人と損税問題	563
3	院内調剤から院外調剤に医薬品を移行する場合	564
第5節	指定管理者と消費税	565
1	指定管理者とは	565
2	受託料と消費税	565
3	給与費特定給付金	565
第6節	特定収入と消費税	567
1	特定収入に係る消費税額の控除の特例の概要	567
2	特定収入となる取引	567
3	適用要件	567
第7節	控除対象外消費税	568
1	控除対象外消費税とは	568
2	申告書記載例	569
3	税抜経理が有利な場合	570
第8節	消費税の申告と納税	571
1	消費税の確定申告	571
2	消費税の中間申告	571
3	任意の中間申告制度	572

第4章	医療法人の所得税	574
第1節	給与	574
1	医師等の社宅又は寮	575
2	医師又は看護師の宿日直料	575
3	食事代の補助	576
4	緊急の呼び出しがあった場合のタクシー代	578
5	非常勤医師に支払う給与の源泉徴収	579
6	資格取得のための学資金の非課税	579
7	従業員に対する診療報酬の値引き	582
8	理事等が海外で行われる医療機関視察や 医学会に参加するための海外渡航費	585
第2節	経過措置型医療法人のみなし配当・持分の譲渡	588
1	退社払戻し及び持分なし法人基金型移行の場合の払戻し	588
2	解散の払戻し	590
3	持分の譲渡	590
4	持分の定めのない医療法人に移行した場合	590
第3節	医療法人税制の設立・移行総括表	592
第4節	医療法人の設立に伴い拠出した財産の取扱い	594
1	金銭を寄附した場合	594
2	金銭以外の資産を寄附した場合	594
3	金銭を基金として拠出した場合	598
4	金銭以外の資産を基金として拠出した場合	598
第5節	持分の定めのある医療法人から持分の定めのない 医療法人への移行	599
1	移行の場合の取扱い	599
2	持分の放棄の取扱い	599
第5章	持分の定めのある医療法人の相続税・贈与税	600
第1節	持分に対する相続税・贈与税の概要	600
1	医療法人の持分の評価の概要	600

2 持分の定めのない医療法人への移行の メリット・デメリット……………	602	3 基金拠出型法人の取扱い……………	641
第2節 持分の定めのある医療法人の持分の相続の取扱い……………	604	第7節 その他の取扱い……………	642
1 持分の定めのある医療法人の持分の評価の概要……………	604	1 延納・物納……………	642
2 持分の定めのある医療法人の持分の評価方法……………	604	2 同族会社の行為計算否認……………	642
3 持分の定めのない医療法人の基金の評価……………	607	3 措置法40条申請と措置法70条の取扱いの違い……………	642
第3節 出資額限度法人制度……………	625	第6章 認定医療法人制度……………	644
1 出資額限度法人の概要……………	625	第1節 認定医療法人制度の概要……………	644
2 出資額限度法人の持分の相続税評価額……………	625	第2節 認定医療法人に関する税制……………	647
3 持分の定めのある医療法人が定款変更により 出資額限度法人へ移行する場合の課税関係……………	626	1 旧認定医療法人制度の概要……………	647
4 社員が退社による出資額限度払戻額を受けた 場合の課税関係……………	626	2 持分放棄の手法……………	647
5 社員が死亡により退社した場合……………	627	3 改正認定医療法人制度の概要……………	649
6 認定医療法人の出資額限度基金振替と出資額 限度法人の活用……………	627	4 新認定医療制度と税制改正……………	651
第4節 医療法人の設立の際の取扱い……………	628	第3節 認定要件……………	655
1 平成20年の相続税法66条の改正……………	628	1 平成29年度医療法及び税制改正……………	655
2 平成20年の法人税法の改正……………	628	2 認定要件……………	656
3 医療法人の設立時に財産の贈与があった場合……………	628	3 移行計画認定制度の手続きの流れ……………	661
4 基金型医療法人に金銭の拠出があった場合……………	629	4 認定医療法人の認定の取消し……………	663
第5節 医療法人の贈与税……………	630	第4節 認定医療法人の社員の死亡……………	679
1 医療法人の贈与税課税の概要……………	630	1 相続税の納税猶予制度を適用する事例……………	679
2 認定医療法人から持分の定めのない法人への移行……………	630	2 相続税の納税猶予の特例を受けるための 申告書添付書類一覧……………	687
3 医療法人の贈与税課税の考え方……………	630	第7章 医療法人の印紙税……………	718
4 贈与税の計算……………	631	第1節 基本的な取扱い……………	718
5 贈与税が課されない「運営組織が適正な法人」……………	634	第2節 課税文書の主な留意点……………	720
6 診療所のみを開業している場合……………	637	1 第1号文書関係……………	720
第6節 小規模宅地等の減額特例(特定同族会社事業用宅地等)……………	639	2 第2号文書関係……………	723
1 小規模宅地等の減額特例の概要……………	639	3 第5号文書関係……………	724
2 特定同族会社事業用宅地等の適用要件……………	640	4 第6号文書関係……………	724
		5 第7号文書関係……………	724

6 第17号文書関係	725
<b>第8章 医療法人の地方税</b>	<b>732</b>
<b>第1節 事業税</b>	<b>732</b>
1 事業税とは	732
2 中間申告を要しない法人	732
3 外形課税対象法人に該当しない法人	732
4 事業税率	732
5 社会医療法人	733
6 社会保険診療の非課税	733
<b>第2節 事業所税</b>	<b>748</b>
1 事業所税とは	748
2 資産割の非課税	748
3 従業者割の非課税	748
<b>第3節 固定資産税</b>	<b>749</b>
1 固定資産税とは	749
2 用途の非課税	749
3 条例による減免	751
4 社会医療法人の非課税	751
<b>第4節 住民税</b>	<b>753</b>
1 住民税とは	753
2 均等割	753
3 法人税割	753
<b>第5節 不動産取得税</b>	<b>754</b>
1 不動産取得税とは	754
2 用途の非課税	754
3 社会医療法人の非課税	756

## &lt;資料等一覧&gt;

**第1部 医療法人の法務**

<b>【資料1】</b> 医療法の一部を改正する法律の施行に関する件 (昭和25年8月2日厚生省発医第98号 各都道府県知事宛厚生事務次官通達)	21
<b>【資料2】</b> 医療法の一部改正について (昭和60年12月27日厚生省発健政第112号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知)	24
<b>【資料3】</b> 医療法の一部改正について (平成4年7月1日厚生省発健政第82号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知)	29
<b>【資料4】</b> 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について (平成4年7月1日健政発第418号 各都道府県知事宛厚生省政策局長通知)	34
<b>【資料5】</b> 医療法の一部改正について (平成9年12月26日厚生省発健政第232号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知)	37
<b>【資料6】</b> 医療法人制度について (平成19年3月30日医政発第0330049号 各都道府県知事宛厚生労働省医政局長通知)	43
<b>【資料7】</b> 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について (平成5年2月3日総第5号・指第9号 厚生省健康政策局総務課長・厚生省健康政策局指導課長 通知・最終改正平成24年3月30日)	55
<b>【資料8】</b> 医療法人の種類	60
<b>【資料9】</b> 社会医療法人の認定について (平成20年3月31日医政発第0331008号・最終改正 平成30年12月13日医政発1213第3号)(抜粋)	72
<b>【資料10】</b> 社会医療法人の認定申請等関係書類(抜粋)	75
<b>【資料11-①】</b> 種別別医療法人数の年次推移	78

【資料 11 - ②】 都道府県別医療法人数……………	80
【資料 12】 モデル定款・寄附行為 (平成 28 年 3 月 25 日医政発 0325 第 3 号 最終改正・平成 30 年 3 月 30 日医政発 0330 第 33 号) ……	83
【資料 13】 医療法人に対する出資又は寄附について (平成 3 年 1 月 17 日指第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答) ……	112
【資料 14】 医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に 係る認可の取扱いについて (平成 26 年 3 月 5 日医政発第 0305 号医政局指導課長通知) ……	113
【資料 15】 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に 関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)(抜粋) ……	115
【資料 16】 医療法人の開設する病院等の名称について (平成 3 年 2 月 26 日指第 12 号香川県衛生部長宛 厚生省健康政策局指導課長回答) ……	117
【資料 17】 医療機関の非営利性の確認と名称について (平成 10 年 10 月 9 日総第 28 号・指第 63 号各都道府県 衛生主管部(局)長宛厚生省健康政策局総務課長・厚生 省健康政策局指導課長通知) ……	118
【資料 18】 賃貸借契約に関する覚書(記入例) ……	121
【資料 19】 設立時の負債内訳書(記入例)等 ……	124
【資料 20】 リース物件一覧表(記入例)等 ……	129
【資料 21】 医療法第 42 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する 施設の職員、設備及び運営方法に関する基準 (平成 4 年 7 月 1 日 厚生省告示第 186 号) ……	142
【資料 22】 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる 社会福祉事業 (平成 10 年 2 月 9 日厚生省告示第 15 号) ……	144
【資料 23】 医療法人の基金について (平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330051 号各都道府県 知事宛厚生労働省医政局長通知・最終改正平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 26 号) ……	151

【資料 24】 医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長 選出に係る認可の取扱いについて (平成 26 年 3 月 5 日医政指発 0305 第 1 号) ……	171
【資料 25】 医療法人の理事長要件等について ……	172
【資料 26】 社員名簿・役員名簿 ……	190
【資料 27】 医療法人運営管理指導要綱 ……	191
【資料 28】 医療法人の定款(寄附行為)変更認可申請書(東京都) ……	234
【資料 29】 医療法人の登記事項の届出(東京都) ……	236
【資料 30】 行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について (平成 6 年 10 月 31 日健政発第 782 号各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知)(抜粋) ……	237
【資料 31】 いわゆる「出資額限度法人」について (平成 16 年 8 月 13 日医政発第 0813001 号 厚生労働省医政局長通知)(抄) ……	255
【資料 32】 医療法人の社員の退社について (平成 3 年 10 月 30 日指第 70 号福岡県弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答) ……	259
【資料 33】 医療法人会計基準 (平成 28 年 4 月 20 日厚生労働省令第 95 号) ……	290
【資料 34】 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、 純資産変動計算書及び附属明細書の作成方法に関する 運用指針 ……	294
【資料 35】 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、 純資産変動計算書及び附属明細書の作成方法に関する 運用指針(様式) ……	304

## 第 2 部 医療法人の税務

【資料 36】 規制改革についての見解(抄) (平成 12 年 12 月 12 日・行政改革推進本部規制改革委員会) ……	329
【資料 37】 医療法人に対する中小企業者等の機械の特別償却の 適用について ……	396

【資料 38】医療分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条 第 1 項に規定する事業分野別指針 (平成 28 年 7 月 1 日厚生労働省告示第 281 号) 抜粋	412
【資料 39】介護分野に係る中小企業等経営強化法第 12 条 第 1 項に規定する事業分野別指針 (平成 28 年 7 月 1 日厚生労働省告示第 284 号) 抜粋	416
【資料 40】特定医療法人の承認タイムスケジュール例 (3 月決算の場合)	438
【資料 41】特定医療法人の要件を満たす施設を開設している ことの証明願	439
【資料 42】事前審査時に用意する書類一覧	448
【資料 43】「特定医療法人制度 FAQ」 (平成 29 年 6 月、国税庁) (抜粋)	449
【資料 44】厚生局に提出する書類一覧	474
【資料 45】異動届出書	481
【資料 46】特定医療法人の承認申請の承認通知書	482
【資料 47】社会医療法人認定申請書	484
【資料 48】特定普通法人が公益法人等になる場合の税制上の取扱い	486
【資料 49】社会医療法人の認定に関する届出書	489
【資料 50】特定公益法人等が普通法人となる場合の税制上の取扱い	491
【資料 51】特定医療法人の法人税率の特例の適用の 取りやめの届出書	494
【資料 52】消費税法の改正について (平成 3 年 6 月 19 日健政発第 362 号各都道府県・ 各指定都市衛生主管部(局)長宛厚生省健康政策局長通知)	551
【資料 53】医療法人税制(現物拠出・移行関係総括表)	592
【資料 54】評価明細書の記載要領	609
【資料 55】持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の 認定制度について	665
【資料 56】持分の定めのない医療法人への移行計画 認定制度の Q & A	666
【資料 58】印紙税額一覧表	728

【資料 57】医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に 掲げる要件に該当する旨を説明する書類	
【資料 59】総務省・地方税法の施行に関する取扱いについて (道府県税関係)(抜粋・一部要約)	734
【資料 60】医療法人等に係る所得金額の計算書(東京都の例)	739
【資料 61】医療法人等に係る所得金額の計算書 (記載の手引・東京都)	740
【資料 62】固定資産税・都市計画税非課税申告書(東京都の例)	752
【資料 63】不動産取得税非課税申告書(東京都の例)	757

#### <役員退職金 Q & A >

(Q 1) 理事長兼院長が、理事長と院長を退職し、常勤医師に なった場合に、役員退職金の損金算入が認められるか。	371
(Q 2) 理事長兼院長が、理事長と院長を退職し、常勤医師に なり、給料を 50% 以下とした場合に、役員退職金の損金 算入が認められるか。	374
(Q 3) 理事長兼院長が、理事長と院長を退職し、非常勤医師に なった場合に、役員退職金の損金算入が認められるか。	375
(Q 4) 常勤医師が理事となった場合に、常勤医師であった期間 の退職金の損金算入が認められるか。	376
(Q 5) 理事長兼院長が院長を退職し、給料を 50% 以下とした 場合に、院長退任時の退職金は、損金算入が認められるか。	377

## 凡 例

医法：医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

医令：医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)

医規：医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)

法法：法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)

法令：法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)

所法：所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)

所令：所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)

消法：消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)

消令：消費税法施行令(昭和 63 年 12 月政令第 360 号)

相法：相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)

相令：相続税法施行令(昭和 25 年政令第 71 号)

措法：租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)

措令：租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)

措規：租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)

地法：地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

地令：地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)

法基通：法人税基本通達(昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法) 25)

所基通：所得税基本通達(昭和 45 年 7 月 1 日付直審(所) 30)

消基通：消費税法基本通達(平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25)

相基通：相続税法基本通達(昭和 34 年 1 月 28 日付直資 10)

措 通：租税特別措置法関係通達(法人税編)(昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2)

措通(相)：租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて  
(昭和 50 年 11 月 4 日付直資 2 - 224)

評基通：財産評価基本通達

(昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56 (例規)・直審(資) 17)

## 第 1 部 医療法人の法務

第 1 章 医療法人制度の沿革

第 2 章 医療法人の種類

第 3 章 医療法人の設立

第 4 章 医療法人の組織

第 5 章 医療法人の運営

第 6 章 医療法人の事業譲渡・合併・解散等

第 7 章 医療法人の会計

## 第1章 医療法人制度の沿革

### 第1節 医療法人制度の沿革

#### 1 医療法人制度の創設

医療法人制度が創設されたのは、今から半世紀以上前の昭和25年です。それまでの病院・診療所の開設者は、民法による公益法人、社会福祉法人、株式会社等と個人でした。医療法人制度創設の趣旨は「私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするものである」とされ、また、税務に関しては「なお、医療法人に対する課税上の特例を設けることは、本法の直接目的とする所ではなく、これについてはむしろ医業一般の問題として別途考慮すべきもの」とされています（「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」昭和25年8月2日厚生省発医第98号 各都道府県知事宛厚生事務次官通達【資料1】（21頁））。

医療法人制度創設趣旨の『資金集積の方途を容易に講ぜしめる』という文言に、持分の定めのある医療法人制度を認めた理念が込められていると考えられます。

すなわち、戦後間もないこの時期に、民間の資金集積を行うとしても、何らかのリターンを考慮した返還が行えなければ、だれも資金を拠出しなかったであろう事情は容易に推察できます。

また、前年に創設された中小企業組合制度が、脱退による『定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。』ことを認めていたことも、持分の定めのある医療法人制度を認めたことに影響を及ぼしたことも想像できます。

医療法人制度は、非同族の医師が複数名集まり、互いに資金を拠出し、死亡や事情により脱退するときは拠出額に応じた分配を得られることを前提として設けられたと考えれば、持分制度を設けたことも、医師3名以上の参画を求めたことも合点がいきます。

昭和25年当時の医療法人制度は、医師又は歯科医師が常時3人以上勤務する医療施設を開設するものであるという点においては現在と異なりますが、剰余金の配当を禁止し営利法人性を否定した点においては現在と同じ制度となっていました。

#### 2 昭和60年医療法改正

昭和60年12月における医療法の一部改正は、ベッド規制と言われる、地域医療計画の導入など現在の医療制度につながる大改正が行われ、医療法人制度にもいくつかの影響を与えました（「医療法の一部改正について」（昭和60年12月27日厚生省発健政第112号 各都道府県知事宛厚生事務次官通知）第二・4(7)。【資料2】（24頁））。

##### （1）一人医師医療法人制度の創設

改正前の医療法人は、医師若しくは歯科医師が常時3人以上勤務する医療施設を開設しなければなりませんでしたが、改正後は、医師数の制限はなくなり、いわゆる一人医師医療法人が認められることになったことで、爆発的に医療法人の設立が増えました。医療法人は、昭和55年まで3,200法人余りでしたが、昭和63年には6,000法人近くになり、さらに平成元年には11,000法人を超え、平成27年には50,000法人を超えるまでになりました。このように急速に医療法人が増加したのは、診療所も法人化できる一人医師医療法人制度が認められたことによるものです。

##### （2）自己資本規制の導入

改正後は、病院、老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率（純資産／総資本）を20%以上とすることが求められましたが、平成19年の医療法改正で、自己資本比率規制は撤廃されました（第3章第10節参照）。

##### （3）会計年度の自由化

改正前まで、会計年度は4月1日から3月31日までと一律に定められていましたが、改正後は、定款又は寄附行為で会計年度を自由に定められ

ることになりました。

#### (4) 役員の制限の導入

現在と同様に医療法人の役員最低数は、理事3人以上及び監事1人以上と定められました。

また、成年被後見人、被保佐人、一定の法令に反した者は、役員として欠格することが定められるとともに、知事の認可がある場合を除き、理事長は医師又は歯科医師から選任されることと、開設する施設の管理者は理事としなければならないこととなりました。

これは、昭和55年に明らかになった、非医師理事長による診療行為が問題となった富士見産婦人科事件が、きっかけの改正とされています。

富士見産婦人科病院を開業していた医療法人芙蓉会は、昭和55年当時の医療法では監督を的確に行うことができなかったことから、昭和60年医療法改正において、知事は医療法人の業務又は会計について検査できるとともに、不適切な運営を行う医療法人には改善を求めることや業務停止を命令することができることとなりました。

### 3 平成4年医療法改正

平成4年に医療法が改正され、量から質を重視する医療の時代となりました（【資料3】(29頁)・【資料4】(34頁)）。

#### (1) 特定機能病院の導入

特定機能病院とは、①高度の医療を提供する能力を有すること、②高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること、③高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること、といった要件に該当し、かつ、施設基準・人員基準を満たすことにつき、厚生労働大臣の承認を得た病院のことです。

承認を受けた病院は、特定機能病院と称し、診療報酬上の優遇を受けることができます。

#### (2) 療養型病床群の導入

医師・看護師の配置基準を緩和し、介護職員を患者数に対して必要数を配置する従来の特例許可老人病棟に代えて、療養型病床群が導入されました。

療養型病床群とは、長期にわたり療養を必要とする患者を診療する病院の病床です。一般病床より1人当たりの部屋の面積が広く、療養環境が良い設備基準を満たし、一般病床より少ない職員配置が認められたものです。入院患者単価は、一般病床より低く設定されましたが、給与費の負担が抑えられることから、利益率が高く、中小病院を中心に広がっていくこととなります。

#### (3) 附帯業務の拡大

改正前は、①医療関係者の養成又は再教育、②医学又は歯学に関する研究所の設置、③精神障害者社会復帰施設の設置など、保健診療に関する業務しか認められていませんでしたが、附帯業務の範囲に新たに疾病予防運動施設や疾病予防温泉利用施設といった、保健診療とは直接関係がない施設が加えられ、附帯業務の範囲が拡大されました。

### 4 平成9年医療法改正

平成9年に医療法が一部改正され、第2種社会福祉事業の附帯業務の拡大とともに、特別医療法人制度が創設されました（【資料5】(37頁)）。

#### (1) 第2種社会福祉事業の拡大

介護保険制度が創設され、高齢化に伴い施設看護から在宅介護への移行が進む中、老人居宅介護等事業等の第2種社会福祉事業のうち、居宅介護事業やデイサービス事業など厚生労働大臣の定める事業を行うことができました。

#### (2) 診療所への療養型病床群導入

病院の療養型病床群の導入に遅れること5年、診療所にも療養型病床群



の設置が可能とされました。

しかし、この頃には既に産科を除き有床診療所を開設する事例は少なく、既存の有床診療所の延命策としての位置付けとしかなり得ませんでした。

### (3) 特別医療法人制度の創設

公益性が高い法人として一定の要件を満たした場合には、収益業務を行うことができる特別医療法人制度が創設されました。

ただし、この特別医療法人制度は、平成19年の医療法改正で社会医療法人制度が創設されたことに伴い、5年間の経過措置を設けて廃止されています。

この特別医療法人制度は、あまり利用されることがなかったわけですが、それは、①特定医療法人と比べて、収益業務を行い得ることしかメリットがないにもかかわらず、法人税の軽減税率の適用がないこと、②平成17年になるまで、移行時の課税関係が不明確であったこと等によるものでした。

なお、税務においては、平成17年4月に、国税庁から「出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について(照会)」(平成17年4月6日医政発第0406002号 国税庁課税部長宛厚生労働省医政局長照会)という文書回答事例が公表され、持分の定めのない医療法人への移行時の課税関係が明らかになっています。

## 5 平成12年医療法改正

平成12年に医療法が一部改正され、既存病床の療養・一般の選択が可能となり、医師等の研修制度が導入され、広告規制が緩和されました。

### (1) 病床の選択

改正により、既存病床は、平成15年8月31日までに療養病床となるか、一般病床となるかの選択を行って届け出なければならず、届出をしない場合には開設の許可が取り消されることになりました。

### (2) 研修制度の義務化

医師については平成16年4月から2年以上の臨床研修が、歯科医師については平成18年4月から1年以上の臨床研修が義務化されました。

臨床研修制度の開始に伴い、臨床研修指定病院の要件が緩和され、一般の民間病院でも臨床研修が可能になりました。その結果、医局人事制度が崩壊し、地方の病院に赴任する医師が激減したことも、現在の医師不足の原因となっています。

### (3) 広告規制の緩和

新たに広告できる事項として次の8項目が追加されました。

- ① 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価結果
- ② 医師の略歴・年齢(生年月日)・性別
- ③ 共同利用できる医療機器
- ④ 対応可能な言語(手話・点字を含みます。)
- ⑤ 予防接種(種別)
- ⑥ 健康診査の実施
- ⑦ 保健指導・健康相談の実施
- ⑧ 介護保険の実施に伴う事項(紹介することができる介護関連施設の名称等)

## 6 平成19年医療法改正

平成19年に医療法が一部改正され、医療法人制度について過去最大の抜本的改正が行われました(【資料6】(43頁))。

### (1) 医療法人制度の抜本的改正

新たに設立する医療法人は、財団又は社団で持分の定めのないものに限られ、それまで多数を占めていた持分の定めのある医療法人の新設が認められなくなりました。

また、社会医療法人制度が創設され、特別医療法人は、5年の経過措置において廃止されました。

平成24年3月で廃止される介護療養病床の受け皿として、医療法人の附帯業務に有料老人ホームの設置が追加されました。

### (2) 有床診療所の見直し

診療所の病床について、療養病床以外を一般病床として、地域医療計画の病床数に影響させることになりました。これにより、有床診療所の一般病床の設置・増加・変更について、これまでの届出から、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされました。

また、一般病床の診療所に入院する患者について48時間を超えないように努めるという管理者に対する努力義務規定が廃止され、他の病院や診療所との連携を確保するという診療所の管理者の義務が定められました。これは、患者を施設から地域ケアに誘導させるためです。

### (3) 医療法人関係の医療法改正

非営利性の徹底を通じて医療法人に関する国民の信頼を確立するため、医療法人制度の大改正が行われました。「官から民への流れ」、「官民のイコールフットイング」を踏まえ、将来、公立病院等が担っていた医療を民間の医療法人が積極的に担うよう推進するとともに、効率的で透明性のある医業経営の実現による地域医療の安定的な提供を目指すというものです。

キーワードとしては、適切な経営資源の投入を図るための「非営利性の徹底」、住民が望む医療の提供をするための「公益性の確立」、効率的な経営管理体制とするための「効率性の向上」、住民からの信頼確保を目指した「透明性の確保」、住民が支える医療サービスの実現のための「安定した医業経営の実現」が挙げられます。

医療法人制度改革には、次の3つのねらいがあります。

第1は、「持分」による医療法人の営利性の懸念を解消することです。医療法人の解散時の残余財産は国、地方公共団体又は他の類似の医療法人に帰属することが法制化されていますが、既存の医療法人に関しては、当分の間、強制適用はありません。

第2は、地域の保健医療提供体制を「官公立中心から民間中心へ」転換することです。これは、官公立病院の非効率な運営に引き続き委ねるのではなく、民間医療機関の効率的な医療提供を中心とした体制へ転換することを意味します。自治体病院の9割が赤字であり、民間でできることは民間でやるという発想です。指定管理者制度も、これに則した制度です。

第3は、地域社会が支える公益性の高い医療法人形態の再構築による地域医療の確立です。公募債や寄附金によって地域社会から資金支援を受けやすい社会医療法人制度が創設されました。

これまでの医療法改正では、医療法人制度に大きくメスを入れる改正は行われませんでした。平成19年の改正では、医療法の医療法人関係部分が大きく改正されました。

平成19年の医療法人関係の改正の概要は、次のとおりです。

- ① 医療法人について、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすなど、責務に関する規定が設けられました（医法40の2）。
- ② 医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り行える業務として、有料老人ホームや高齢者向け住宅の設置が追加されました（医法42）。
- ③ 社会医療法人制度の創設、社会医療法人債の発行に関する規定が追加されました（医法42の2、54の2～54の8、64の2）。
- ④ 医療法人が定款又は寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならないとされました（医法44⑤、56①）。
- ⑤ 役員任期及び監事の職務の規定が設けられました（医法46の5⑨、46の8）。
- ⑥ 社団医療法人の社員総会についての規定が設けられました（医法46の2～46の3の6）。

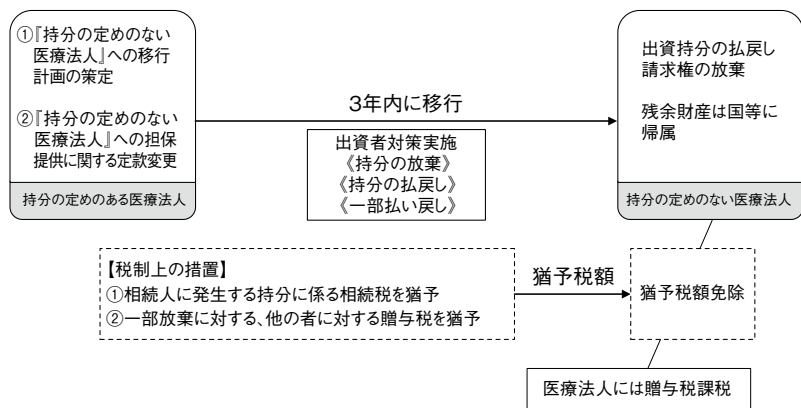
- ⑦ 財団医療法人の評議員会についての規定が設けられました（医法 46 の4～46 の4の7）。
- ⑧ 医療法人が作成する事業報告書等及び監事等の作成する監査報告書についての規定が追加されました(医法 51)。
- ⑨ 医療法人・社会医療法人のそれぞれについて事業報告書等の閲覧に関する規定が設けられました（医法 51 の2、52）。

### 7 平成 26 年医療法改正

平成 26 年に医療法が一部改正され、持分の定めのない医療法人への移行促進制度、いわゆる認定医療法人制度が平成 26 年 10 月よりスタートしました。

この制度は、持分の定めのある医療法人の出資者に関して、持分の定めのない医療法人への移行検討の途中において相続等が生じた場合においても、厚生労働大臣の持分の定めのない医療法人への移行計画の認定を受けた場合には、納税が猶予され、認定を受けてから3年以内に持分の定めのない医療法人に移行した場合にはその猶予税額が免除されるための計画に認定する制度です。

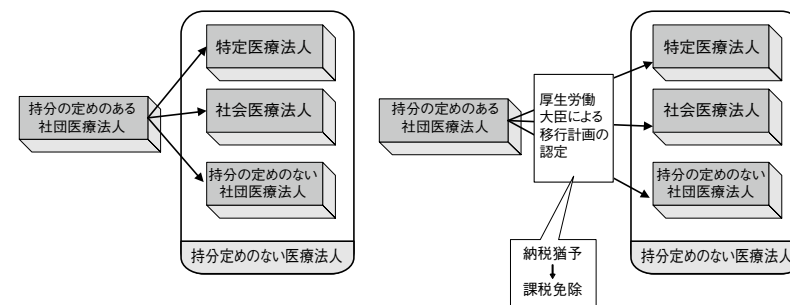
#### 《持分の定めのない医療法人への移行の推進 + 税制優遇制度の利用》



病院を開設する医療法人へのアンケート（医療法人の現状と課題に関するアンケート調査報告書（平成 23 年 4 月・四病院団体協議会））において、61.7%の法人が持分の定めのない医療法人への移行を望んでいるという結果を受けてスタートした制度です。

しかし、認定医療法人制度は魔法の杖ではなく、持分の定めのない医療法人に移行した際には、これまで同様、医療法人に課税が生じるなど、相続開始後も持分に対する相続税・贈与税課税の猶予及び免除によりフォローが行えることを除き、相続開始前の持分の定めのない医療法人への移行に関しては、これまでと大きく変わったことはない制度でした。

(平成 26 年 9 月まで) ⇒ (平成 26 年 10 月～3 年間)



### 8 平成 28 年 9 月医療法改正

#### (1) ガバナンスに関する改正

これまでの医療法では、社団医療法人の理事会設置は任意であり、またモデル定款に定められている理事会は法定化されていないため、役員賠償義務の範囲が不明確でした。

さらに、解任された医療法人理事の残存任期報酬の判決（平成 24 年 4 月 18 日札幌地裁平成 22 年(ワ)第 3580 号）が下されたことなどにより、医療法人のガバナンスを法律により明確化すべきであると考えられるようになりました。

そこで、医療法人の透明の確保及びガバナンスの強化を目的とし、医療法人に対する理事の忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定すると